

令和 8 年度版

端末購入支援金の御案内

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

1 支援金対象世帯

対 象 者 (世 帯)	支 援 額
生活保護受給世帯・住民税所得割が非課税世帯	全額
ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯・児童扶養手当受給資格を有する世帯）※一部支給も含む	3 / 4
多子世帯（令和8年4月1日時点において扶養する23歳未満の子が3人以上かつ住民税所得割合計額が264,500円未満である）	
特別支援学校高等部に入学した者	全額

◎この支援金は補助 EC サイトで「補助金申請による購入」を選択して購入した世帯が対象ですが、特別な理由により補助 EC サイトで「補助金申請による購入」以外で購入した世帯も申請することができます。※

補助 EC サイトで「補助金申請による購入」を選択して購入したが、申請を辞退する場合は P8 を参照。

※身体的特徴により学校指定端末では学習に支障が生じる場合、補助 EC サイトで誤って「一般購入」で購入した場合、誤って一般購入（家電量販店やネット通販など）した場合、補助 EC サイトの販売期間終了後に入学した場合など。

2 支援金の申請に必要な書類について

購入方法、申請区分ごとに申請書、必要書類が異なりますので、該当する申請書、必要書類を確認してください。

① 購入方法ごとの申請書について

該当する購入方法を確認してください。

- I 補助 EC サイト「補助金申請による購入」から購入した者の申請書
- ・（別記様式第3号）県立学校学習者用端末購入支援金交付審査依頼書

Ⅱ 特別な理由により補助 EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者の申請書

- ・(別記様式第4号) 県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書
- ・領収書(宛名、領収日、購入した端末、支払額(税込)、販売店名が記載されたもの)

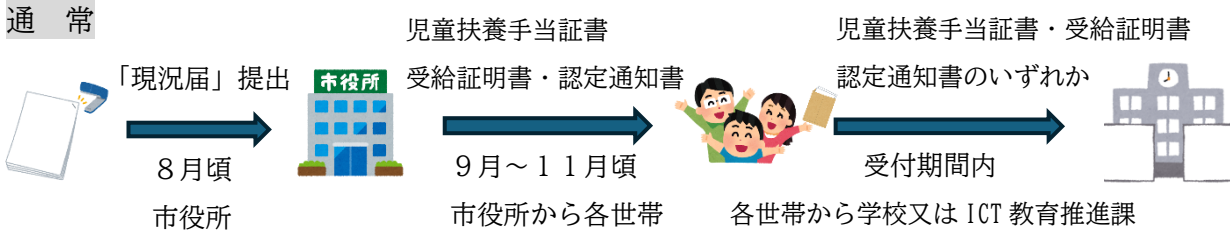
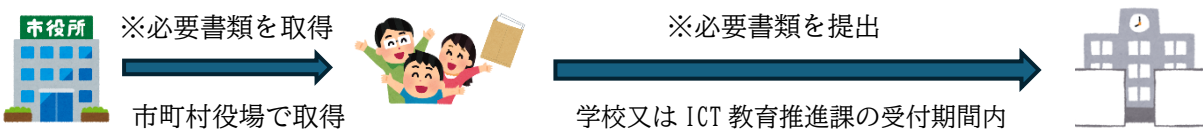
※のりで貼り付けられるサイズのものとは別の紙に貼って提出する。貼り付けられないサイズのものとはホチキス止めで提出する。必要に応じてコピーでも可とする。

② 申請区分ごとの必要な書類

申請する区分ごとに必要書類と取得場所・取得時期を確認してください。

低 所 得 世 帯 (生活保護受給世帯)	
必 要 書 類	① 生活保護受給証明書 または ② 児童養護施設に入所していることが証明できる書類 (施設入所証明書又は在籍証明書)
取 得 場 所 と 取 得 時 期	① お住まいの地域を管轄する福祉事務所又は市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの ② 入所している(していた)児童養護施設 →随時発行される

低 所 得 世 帯 (住民税非課税世帯)	
必 要 書 類	① 保護者全員分の課税証明書(令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの)
取 得 場 所 と 取 得 時 期	① お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの(令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの) ※自治体により5月中旬から取得可能(給与天引きの者に限る)

ひとり親世帯	
必要書類	①児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか（令和7年の1月～12月所得に基づく決定がされたもの） ※8月頃に市町村役場へ「現況届」を提出している世帯は、その結果の通知にあたる書類。
取得場所 と 取得時期	① いずれもお住まいの市町村役場窓口 →8月頃に市町村役場へ「現況届」を提出している世帯は、9月～11月頃に市町村役場から各世帯へ送られてきます。（豊田市は除く）
例外） ・豊田市在住世帯又はその他事情により上記の必要書類が取得できない世帯は、その時点で取得可能な児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか及び課税証明書。※ ※豊田市では上記①の必要書類を提出期限までに取得することができないため。	
通常 	
豊田市・その他例外の場合 	
※市町村役場にて、以下2つの書類を取得する ・現在取得可能な<u>児童扶養手当証書の写し</u>、<u>児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写し</u>のいずれか。 ・課税証明書	

多 子 世 帯	
必 要 書 類	① 保護者全員分の課税証明書（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） 及び ② 住民票（世帯全員分が記載されたもの）
取 得 場 所 と 取 得 時 期	① お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※自治体により5月中旬から取得可能（給与天引きの者に限る） ② お住まいの市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの

【その他】

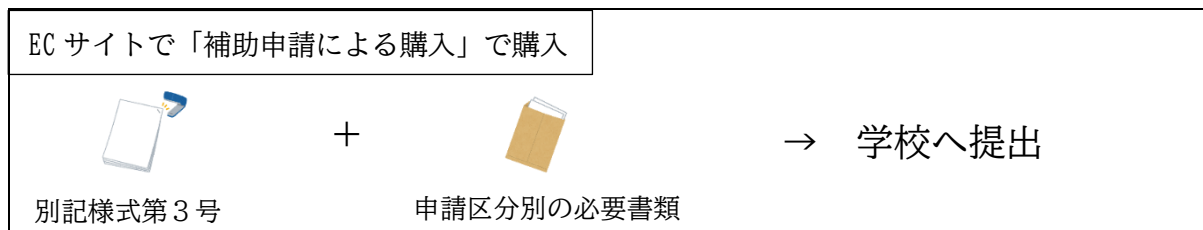
- 海外在住等の理由により日本国内の自治体から住民税の課税がされていない保護者等については、令和7年1～12月の海外所得を含めた世帯所得を基に補助対象の有無を ICT 教育推進課において決定する。帰国後に所得の減少が大きい場合には、減少後の所得をもって判断する。
- 遺族年金や障害年金等の受給者のうち、児童扶養手当受給資格を有するが受給していない（遺族年金や障害年金等を受給しているため）世帯は、ひとり親世帯の区分で申請を行う。児童扶養手当受給確認書類の代わりに戸籍謄本・住民票・課税証明書の3つをもって判断する。
- 上記の事項、その他事情により必要書類が取得できない場合は、ICT 教育推進課までお問い合わせください。

3 支援金の申請について

申請書、必要書類等を学校が定める日までに提出してください。申請書の記入方法は、各申請書（記入例）を参考にしてください。

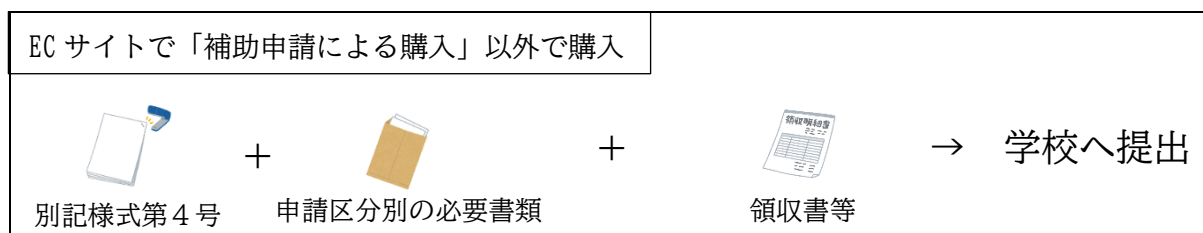
I 補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入した者

<提出書類例>



II 特別な理由により EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者

<提出書類例>



< 学校への提出期間>

該当する申請区分の期間中に学校へ必ず提出してください。

- ・生活保護世帯、住民税非課税世帯、多子世帯

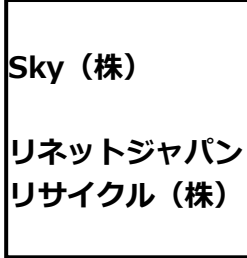
令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）まで

- ・ひとり親世帯

令和8年10月26日（月）から令和8年10月30日（金）まで

4 申請から支援金支払いまでの流れ

【①補助 EC サイトで「補助金申請による購入」を選択して購入した者】

月	生 徒	指定事業者	学 校	ICT 教育推進課
3 5	注 文 	支援金の申請・受領を 指定事業者へ委任  EC サイト 代金は未払い 納 入		
6 11	 申請書に記入 必要書類の取得	お知らせ 提出 ・ 申請書（別記様式第 3 号） ・ 申請区分ごとの必要書類	・ 申請書提出依頼 ・ 端末購入支援金 の御案内 確認・とりまとめ	
	提出期間 ・ 生活保護世帯、住民税非課税世帯、多子世帯 令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで ・ ひとり親世帯 令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで			提出 → 審 査
11 12	審査結果の確認 ・ 3/4 支援者は、 1/4 の自己負担分 ・ 不決定者は全額	お知らせ（審査結果）  請求 支払い	学校経由 通知	審査結果

【②例外：補助 EC サイトで「補助金申請による購入」以外から購入した者
（補助 EC サイトで「一般購入」で購入した者、家電量販店等で購入した者）

月	生 徒	家電販売店等 指定事業者	学 校	ICT 教育推進課
3 5	購入 	 家電量販店など  一般の通販サイトなど		
6 11	 <u>申請書に記入 必要書類の取得</u>	お知らせ 納入 代金支払い 代金支払い 提出 ・ 申請書（別記様式第 3 号） ・ 申請区分ごとの必要書類 ・ 領収書（レシートや納品書等）	・ 申請書提出依頼 ・ 端末購入支援金の御案内 確認・とりまとめ	
	提出期間 ・ 生活保護世帯、住民税非課税世帯、多子世帯 令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで ・ ひとり親世帯 令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで			提出 審 査
11 12	<u>審査結果の確認</u> <u>端末支援金受領</u>	お知らせ（審査結果） 端末支援金の支払い	学校経由	審査結果

5 注意事項

△申請にあたっての注意点

- ・申請書は該当する記入例に従って記入してください。
- ・申請書を受付期限内に提出できない場合は支援金を受けることができません。
- ・申請書は正確に読み取れる丁寧な字で書いてください。
- ・申請書に不備がある場合は申請書を差し戻す場合があります。
- ・申請書には必ず連絡の取れる連絡先（電話番号・メールアドレス）を記入してください。万が一申請書に不備があった場合、連絡がとれないと不承認となる場合があります。

△申請を辞退する場合注意点

- ・補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが申請を辞退する場合
下記の書類を学校が定める期限までに提出する。

・県立学校学習者用端末購入支援金辞退届

△補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが申請しない者は、
保留となっていた支払いの保留が解消され、ただちに請求があります。

該当例)

- ・補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが、支援金対象世帯に該当していなかった
- ・支援金対象世帯ではなかったが、購入時に誤って「補助金申請による購入」から購入した

問合せ先

〒460-8534

名古屋市中区三の丸 3-1-2 自治センター 10 階

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

電話番号 052-954-7462（ダイヤルイン）

E-mail ictkyoiku@pref.aichi.lg.jp

【県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書】

以下のページから様式をダウンロード可能

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ictkyoiku/byod.html>

